

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 3 月 6 日

中国経済産業局長 青木 朋人 殿

奥出雲町長 糸 原 保

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

奥出雲町は、島根県の東南端に位置し、船通山、吾妻山を代表とする中国山地の嶺を隔て鳥取県と広島県に接し、神話に名高い斐伊川の源流域にある。平成30年4月現在での人口は13,000人を下回り、1975年から2010年にかけて総人口が約25%減少している。年齢3区分別人口の推移を見ると、老年人口は約101%と増加し、生産年齢人口は約40%、年少人口は約62%の減少となっている。

八百万（やおよろず）の神々が集うといわれる出雲地方の中でも、この奥出雲の地は、古事記、日本書紀に登場するヤマタノオロチ退治の舞台で、スサノオノミコトが降臨したと伝える出雲神話発祥の地として知られている。また、古くからたたら製鉄で栄え、今でも世界で唯一、たたら操業を行い日本刀の原料となる「玉鋼（たまはがね）」を生産することで、全国的に周知されており、日本のものづくり産業の原点が残る地である。

これまでのインフラ整備を中心とした施策から、特産の仁多米、奥出雲椎茸、和牛、地酒をはじめ、自然に育まれた地であるが故に形作られた地域資源を活用し、新たな産物の開発など、地域ブランド化による産業の振興を進めてきた。

しかしながら、地理的に山間の地域であるため、若者世代の流出や少子高齢化といった大きな課題も抱えており、町内中小企業の人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、地域産業基盤が失われかねない状況となっている。

これまでの独自施策として、町内中小企業が行う設備投資を支援する小規模事業者事業継続支援補助金や新商品開発等を支援する産業創出支援事業補助金等を講じてきたところである。

人材を確保することが課題となっている現状においては、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町の経済発展につなげることを目指します。

先端設備等導入計画の認定件数 年3件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関す

る基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

奥出雲町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が奥出雲町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画の対象区域は、奥出雲町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

奥出雲町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が奥出雲町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年、4年、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする